

税・国保のお知らせ

◆納税通知書を送ります

〔市・県民税〕平成29年度分の納税通知書と納付書を6月6日(火)〔4月1日現在65歳以上で昨年の公的年金所得があった方は6月13日(火)〕に発送します。口座振替の方と昨年に引き続き年金からの特別徴収(差し引き)のみの方には納税通知書のみ送付します

〔国民健康保険税〕平成29年度分の納税通知書と納付書(口座振替の方、4月・6月の年金からの特別徴収に該当の方は通知書のみ)を6月14日(水)に発送します。なお、10月から年金からの差し引きになる場合があります

学童保育夏期パート指導員を募集します

対象	高等学校等卒業以上の方78人。期間中、兼職はできません		
勤務内容	小学生の保育補助	勤務場所	市内学童保育室(応相談)
時給	1,070円		
勤務日時	7月21日(金)～8月31日(木)(土曜・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後1時30分、午後2時～6時30分のいずれか		

〔申込み〕6月9日(金)までに、写真を貼った履歴書を本人が直接青少年課へ
*期限後も申し込みを受け付けますが、勤務地等の希望に沿えないことがあります
問青少年課(第二庁舎2階) ☎963-9158

市立病院職員を募集します

◆平成30年4月1日付採用助産師・看護師

対象	助産師免許または看護師免許をお持ちの方(見込み可)で、二交代または三交代勤務が可能の方		
募集人数	30人程度		
試験日	8月5日(土)	選考方法	作文・面接試験
申込み	6月30日(金)～7月14日(金)(消印有効)に履歴書、助産師免許または看護師免許の写し等を特定記録か簡易書留で郵送または市立病院庶務課へお持ちください(土曜・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時15分)		

*詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項は、市立病院庶務課、市役所総合受付、人事課(本庁舎2階)で配布するほか、市立病院ホームページから印刷できます

◆育児休業代替看護師

対象	看護師免許をお持ちの方で、二交代または三交代勤務が可能の方		
申込み	随時受け付けます。市販の履歴書、看護師免許証の写し、最終学校の卒業証明書および成績証明書を特定記録または簡易書留で郵送または市立病院庶務課へお持ちください(土曜・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時15分)		

*雇用期間は3年程度ですが、その間に正規職員の採用試験を受験し、合格することで正規職員になることができます

◆任期付短時間看護師

対象	看護師免許をお持ちの方で、週30時間程度(時間は指定)の勤務が可能の方		
申込み	随時受け付けます。市販の履歴書、看護師免許証の写し、最終学校の卒業証明書および成績証明書を特定記録または簡易書留で郵送または市立病院庶務課へお持ちください(土曜・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時15分)		

*任期は1年程度ですが、延長する場合があります
*院内保育室を開設しています
問市立病院庶務課(☎343-8577東越谷10-47-1) ☎965-4562

「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」(越谷市も参加します)

〔日時〕7月12日(水)、午後1時～6時(入場は5時まで)
〔会場〕さいたまスーパーアリーナ
〔内容〕市町村の特色や仕事の内容、職員の募集内容、勤務条件などについて市町村の人事担当者等から直接聞くことができます
〔費用〕無料 (申込み) 当日会場へ
問彩の国さいたま人づくり広域連合 市町村職員担当 ☎048-664-6681

平成28年度に75歳になり、後期高齢者医療制度に加入された方を対象に、歯科健康診査を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病予防、健康の維持増進のためにぜひ受診しましょう。
〔受診期間〕7月1日(土)～平成30年1月31日(水)
〔対象〕昭和16年4月2日～

埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診を受診しましょう

17年4月1日生まれの方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
*詳しくは、6月中旬に届く埼玉県歯科医師会、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの案内をご覧ください

ます。年金からの差し引きを口座振替に変更希望の場合は、7月31日(月)までに国民健康保険課(第二庁舎1階)または北部・南部出張所へご申請ください。申請に必要なものは、保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)です

納課 ☎963-9142、9143
◆医療費のお知らせについて
医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ」を送付しています。医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。

問市・県民税の課税について：
市民税課 ☎963-9144・9145、国民健康保険税の課税について：国民健康保険課 ☎963-9146、口座振替・納税について：収納課 ☎963-9141・9142

◆休日納税窓口を開きます
6月4日(日)・18日(日)・7月2日(日)、午前9時～午後3時 問収納課(第二庁舎3階) 問収入課

◆会社等の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しよう
会社等に勤務している方で、本来は健康保険や厚生年金に加入するはずが、国民健康保険や国民年金に加入している場合があります。次の条件に該当する方は、最寄りの年金事務所に相談してみ

ましよう。①正社員、法人の代表者・役員 ②次の5つすべてに該当する方。週の所定労働時間が20時間以上、勤務期間が1年以上の見込み、月額賃金が8万8000円以上、学生以外、従業員501人以上の企業に勤務 ③パートタイマー・アルバイト等で、週30時間未満であっても、同じ会社等の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方(例：正社員が週35時間働いている場合に週28時間働いている方)

問国民健康保険課 ☎963-9154

◆65歳以上の方へ介護保険料の納入通知書を送ります
普通徴収(納付書による個別納付)の方に納入通知書を送付し、特別徴収(年金から差し引き)の方または口座振替の方に決定通知書を6月14日(水)に発送します。特別徴収の方(年度途中か

ら特別徴収となる方を含む)の通知書は、特別徴収開始通知書を兼ねます。
問介護保険課 ☎963-9166

◆介護保険サービス利用者の負担軽減認定申請書を郵送します
市では、次の要件に該当する方の介護保険サービス利用の負担額を軽減しています。該当する可能性のある方に、6月中旬に申請書を送付します。該当すると思われる方で申請書が届かない場合は、介護保険課へお問い合わせください。介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減については、添付資料が必要となりますのでご注意ください。

◆介護保険サービス利用者の負担軽減
①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている
②世帯が分かれている配偶者について市市民税非課税
③預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下(預貯金等には信託、有価証券なども含まれます)
*右記の要件以外にも、高齢者夫婦世帯等で、一方または両方が施設入所したために生活困難に陥らないように、入所者の食費・居住費が軽減される特例措置があります

問介護保険課 ☎963-9166

◆居宅介護サービス利用者負担額の軽減
問介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)申請書(認定要件) 市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている被保険者(生活保護受給者を除く)

問介護保険課 ☎963-9166

問介護保険課 ☎963-9166

◆市・県民税、国民健康保険税の第1期納期限は6月30日(金)です

問介護保険課 ☎963-9166

問介護保険課 ☎963-9166

問介護保険課 ☎963-9166

問介護保険課 ☎963-9166